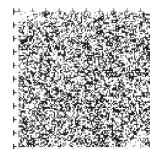


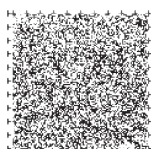
# 資料編

- 1 計画作成過程
- 2 苫小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱
- 3 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿
- 4 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱
- 5 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議委員名簿
- 6 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱
- 7 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会委員名簿
- 8 持続可能な開発目標（SDGs イス・デー・ジェーズ）

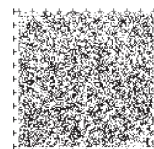


# 1 計画作成過程

年月日	内容	
平成 29 年 12 月 20 日(水)	第 1 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
平成 30 年 9 月 25 日(火)	第 2 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
平成 31 年 2 月 18 日(月)	第 3 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年 6 月 12 日(水)	第 4 回 苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年 6 月 12 日(水)	○基調講演「今後の地域福祉のあり方～全国の先進地域から学ぶ～」 北星学園大学 社会福祉学部 福祉計画学科 教授 岡田 直人氏	
令和元年 7 月 1 日(月) から 令和元年 7 月 31 日(水) まで	市民意識調査	
令和元年 8 月 27 日(火)	第 1 回 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和元年 9 月 20 日(金)	苦小牧市の共生社会を考える地域福祉セミナー ○基調講演「地域共生社会について～他分野との連携～」 社会福祉法人ゆうゆう 理事長 大原 裕介氏  ○グループワーク「地域住民が主体のまちづくり」	 



年月日	内容	
令和元年10月31日(木)	第5回苦小牧市地域福祉計画推進委員会	
令和元年11月21日(木)	第2回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和元年11月30日(土)	<p>苦小牧市の共生社会を考えるシンポジウム</p> <p>○基調講演「治さない医者～非援助の援助～」 医療法人薪水浦河ひがし町診療所 院長 川村 敏明 氏</p> <p>○シンポジウム ～いま「社会的孤立」にヨコグシを～ コーディネーター 一般社団法人釧路社会的企業創造協議会 副代表 櫛部 武俊 氏</p> <p>シンポジスト 高田法律事務所 弁護士 高田 耕平 氏 苦小牧地域生活支援センター センター長 園田 亜矢 氏 山手地域包括支援センター 社会福祉士 加藤 侑大 氏</p>	 
令和元年12月18日(水) から 令和2年1月26日(日)まで	<p>地域懇談会(8か所)</p> <p>桜坂ふれあいサロン(しらかば)/苦社協ふれあいサロン/サロンふれあいひろば(東)/おしゃべりサロン(明野)/ふれ愛サロンほっとタイム(西)/ふれあいみやま(山手)/ふれあいサロン(中央)/ふれあいサロン青葉(南)</p>	
令和2年1月30日(木)	第3回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和2年4月24日(金)	第6回苦小牧市地域福祉計画推進委員会	計画骨子の検討
令和2年7月27日(月)	第4回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	
令和2年8月6日(木)	第1回苦小牧市地域福祉計画庁内推進会議	取組方針の説明
令和2年11月12日(木)	第5回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会	権利擁護について
令和2年11月16日(月)	第7回苦小牧市地域福祉計画推進委員会	計画素案の検討
令和3年2月19日(金)	<p>第8回苦小牧市地域福祉計画推進委員会</p> <p>第6回苦小牧市成年後見支援センター運営協議会</p>	パブリックコメント報告



## 2 苦小牧市地域福祉計画推進委員会設置要綱

---

### （趣旨）

第1条 苦小牧市は、社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条に規定する市町村地域福祉計画として策定した苦小牧市地域福祉計画（以下「地域福祉計画」という。）を推進するにあたり、広く市民から意見を求めるため、苦小牧市地域福祉計画推進委員会（以下「推進委員会」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 推進委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況の評価及び施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

### （構成）

第3条 推進委員会は、委員20名以内をもって構成する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 学職経験者
- (2) 福祉関係団体、その他市民団体等の代表者の推薦を受けた者
- (3) 苦小牧市社会福祉協議会の代表者の推薦を受けた者
- (4) 公募により選考された者

### （任期）

第4条 委員の任期は2年以内とする。

### （委員長及び副委員長）

第5条 推進委員会に委員長1名及び副委員長を1名置く。

2 委員長は、委員の互選により定め、副委員長は、委員長が指名する。

3 委員長は、会務を総括し、会議の議長となる。

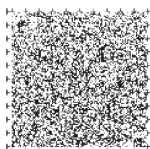
4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代理する。

### （会議）

第6条 推進委員会の会議は、委員長が招集する。

2 推進委員会の会議は、委員の過半数の出席がなければ会議を開くことができない。

3 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め、意見を聴くことができる。



(事務局)

第7条 推進委員会の事務局は、福祉部総合福祉課に置く。

(補則)

第8条 この要綱に定めるもののほか、推進委員会の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

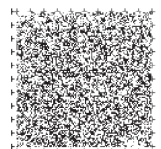
附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

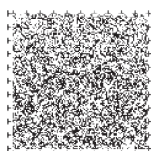


### 3 苫小牧市地域福祉計画推進委員会委員名簿

委嘱期間：令和元年6月12日～令和3年3月31日 令和2年11月16日時点

No	氏名	団体名等
1	園田 亜矢	苫小牧地域精神障害者支援事業協議会
2	井上 政一	苫小牧身体障がい者福祉連合会
3	宮津 礼子	苫小牧市社会福祉施設連絡協議会
4	桃井 直樹	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会
5	八嶋 麻紀	苫小牧市法人保育園協議会
6	荒木 孝幸	苫小牧市ボランティア連絡協議会
7	保田 勝	苫小牧市民生委員児童委員協議会
8	岡田 秀樹	札幌弁護士会
9	金谷 和恒	公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート札幌支部
10	山崎 肇	北海道行政書士会 苫小牧支部
11	山端 豊城	苫小牧市町内会連合会
12	長田 昌聰	苫小牧市老人クラブ連合会
13	伊藤 康博	社会福祉法人 苫小牧市社会福祉協議会
14	新庄 勝美	苫小牧駒澤大学
15	田中 憲一	公募
16	高橋 和子	公募

(敬称略)



## 4 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議設置要綱

---

### （設置）

第1条 本市における地域福祉計画の推進に際し、庁内に苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議（以下「庁内推進会議」という。）を設置する。

### （所掌事務）

第2条 庁内推進会議の所掌事務は、次に掲げるとおりにする。

- (1) 地域福祉計画の進捗状況把握及び点検並びに施策の推進に関する事項
- (2) 地域福祉計画の見直しに関する事項
- (3) その他地域福祉計画の推進に必要な事項

### （組織）

第3条 庁内推進会議は、議長、副議長、委員をもって組織する。

2 議長は福祉部長を、副議長は福祉部次長をもって充てる。

3 委員は、別紙1に掲げる職にある者をもって充てる。

4 前項の委員のほか、必要に応じて関係課長を委員とすることができる。

### （会議）

第4条 庁内推進会議は、議長が必要に応じて招集する。

2 議長は、必要があると認めるときには、委員以外の者の出席を求め、意見等を聴取することができる。

### （庶務）

第5条 庁内推進会議の庶務は、福祉部総合福祉課において処理する。

### （雑則）

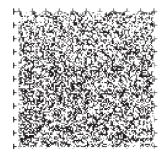
第6条 この要綱に定めるもののほか、庁内推進会議の運営に関し必要な事項は、議長が定める。

### 附 則

この要綱は、平成24年7月1日から施行する。

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

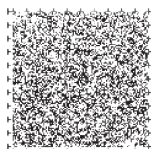
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。



## 5 苫小牧市地域福祉計画庁内推進会議委員名簿

令和2年8月6日時点

1		協働・男女平等参画室	室長
2	総合政策部	まちづくり推進課	課長
3		空港政策課	課長
4		危機管理室	主幹
5	市民生活部	市民生活課	課長
6	福祉部	総合福祉課	課長
7		障がい福祉課	課長
8		発達支援課	課長
9		介護福祉課	課長
10		生活支援室	室長
11	健康こども部	こども育成課	課長
12		こども支援課	課長
13		青少年課	課長
14		健康支援課	課長
15	産業経済部	工業・雇用振興課	課長
16		農業水産振興課	課長
17	都市建設部	道路河川課	課長
18		緑地公園課	課長
19		住宅課	課長
20		建築指導課	課長
21	教育部	生涯学習課	課長
22		指導室	室長
23	社会福祉協議会	社会福祉協議会	課長





## 6 苦小牧市成年後見支援センター運営協議会設置要綱

### (設置)

第1条 この要綱は、苦小牧市成年後見支援センター（以下「センター」という。）の適切な運営、その他センターの円滑な運営を図るため、苦小牧市成年後見支援センター運営協議会（以下「運営協議会」という。）を設置する。

### (所掌事項)

第2条 運営協議会は、次に掲げる事項を審議する。

- (1) センターが実施する事業の監督に関する事項
- (2) センターが実施する事業の適正化及び企画調整に関する事項
- (3) 権利擁護に係る計画及び事業等に関する事項
- (4) その他センターの運営に関する事項

### (委員)

第3条 運営協議会の委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 成年後見制度に関し専門的知識を有する者
- (2) 関係団体の代表者
- (3) その他市長が適当と認める者

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 委員は、再任されることができる。

### (会長及び副会長)

第4条 運営協議会に会長及び副会長を1人置き、委員の互選により定める。

2 会長は、会務を総理し、運営協議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

### (会議)

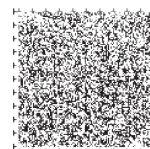
第5条 運営協議会は会長が招集し、その議長となる。

2 運営協議会は、委員の過半数が出席しなければ開くことができない。

3 運営協議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

### (意見の聴取等)

第6条 運営協議会は、その審議事項について必要があると認めるときは、委員以外の者に出席を求め、意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。



(庶務)

第7条 運営協議会の庶務は、福祉部総合福祉課で処理する。

(その他)

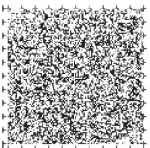
第8条 この要綱に定めるもののほか、運営協議会の運営に関し必要な事項は、会長が運営協議会に諮って定める。

附 則

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和元年8月27日から施行する。

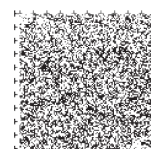


## 7 苫小牧市成年後見支援センター運営協議会委員名簿

令和2年6月4日時点

No	区 分	団体名等	氏 名
1	法律専門家	札幌弁護士会	岡田 秀樹
2		リーガルサポート札幌支部	川村 卓司
3		北海道行政書士会 苫小牧支部	山崎 肇
4	地域福祉関係者	苫小牧市地域包括支援センター連絡協議会	浅野 豊
5		北海道精神保健福祉士協会	鈴木 浩子
6		北海道社会福祉士会日胆地区支部	曾我 真由美
7		北海道医療ソーシャルワーカー協会	牧野 祐司
8	オブザーバー	札幌家庭裁判所苫小牧支部	八田 公人

(敬称略)



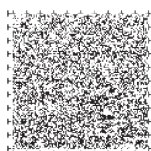
## 8 持続可能な開発目標（SDGs エス・ディー・ジーズ）

持続可能な開発目標（SDGs）は、2001年に策定されたミレニアム開発目標（MDGs）の後継として、2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2030年までに持続可能でよりよい世界を目指す国際目標です。本計画では、SDGsのゴール（目標）達成のために、各施策に紐づけを実施しました。

# SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



目標1（貧困）	あらゆる場所のあらゆる形態の貧困を終わらせる。
目標2（飢餓）	飢餓を終わらせ、食料安全保障及び栄養改善を実現し、持続可能な農業を促進する。
目標3（保健）	あらゆる年齢のすべての人々の健康的な生活を確保し、福祉を促進する。
目標4（教育）	すべての人に包摂的かつ公正な質の高い教育を確保し、生涯学習の機会を促進する。
目標5（ジェンダー）	ジェンダー平等を達成し、すべての女性及び女児の能力強化を行う。
目標6（水・衛生）	すべての人々の水と衛生の利用可能性と持続可能な管理を確保する。
目標7（エネルギー）	すべての人々の、安価かつ信頼できる持続可能な近代的エネルギーへのアクセスを確保する。
目標8（経済成長と雇用）	包摂的かつ持続可能な経済成長及びすべての人々の完全かつ生産的な雇用と働きがいのある人間らしい雇用（ディーセント・ワーク）を促進する。
目標9（インフラ、産業化、イノベーション）	強靱（レジリエント）なインフラ構築、包摂的かつ持続可能な産業化の促進及びイノベーションの推進を図る。
目標10（不平等）	各国内及び各国間の不平等を是正する。
目標11（持続可能な都市）	包摂的で安全かつ強靱（レジリエント）で持続可能な都市及び人間居住を実現する。
目標12（持続可能な生産と消費）	持続可能な生産消費形態を確保する。
目標13（気候変動）	気候変動及びその影響を軽減するための緊急対策を講じる。
目標14（海洋資源）	持続可能な開発のために海洋・海洋資源を保全し、持続可能な形で利用する。
目標15（陸上資源）	陸域生態系の保護、回復、持続可能な利用の推進、持続可能な森林の経営、砂漠化への対処ならびに土地の劣化の阻止・回復及び生物多様性の損失を阻止する。
目標16（平和）	持続可能な開発のための平和で包摂的な社会を促進し、すべての人々に司法へのアクセスを提供し、あらゆるレベルにおいて効果的で説明責任のある包摂的な制度を構築する。
目標17（実施手段）	持続可能な開発のための実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する。





## 第3期 苫小牧市地域福祉計画

令和3年度～令和8年度

発行／苫小牧市福祉部 総合福祉課

〒053-8722 苫小牧市旭町4丁目5番6号

TEL(0144)32-6354 FAX(0144)32-6098

<http://www.city.tomakomai.hokkaido.jp/>

